

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

（設置）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、市長の附属機関にあっては別表第1、教育委員会の附属機関にあっては別表第2のとおりとする。

（特別委員及び専門委員）

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

- 2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。
- 3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

別表第1（第2条関係）

2 行財政局の所管に属する附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会	持続可能なまちづくりを支える財源の確保に向けた税制の在り方に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	8人以内	2年

京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会規則
(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第3条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員及び特別委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第4条 委員会の庶務は、行財政局において行う。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都市宿泊税条例

(宿泊税)

第1条 国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び京都市市税条例において使用する用語の例による。

(納税義務者等)

第3条 宿泊税は、旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。以下「旅館業」という。）に係る施設又は住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業（以下「住宅宿泊事業」という。）に係る住宅（以下これらを「宿泊施設」という。）において、宿泊料金（宿泊（寝具を使用して宿泊施設を利用するこ^トとをいう。以下同じ。）の対価として支払うべき金額であって別に定めるものをいう。以下同じ。）を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課する。

(課税免除)

第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの
- (2) 次に掲げる施設の満3歳以上の幼児で、当該施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加しているもの

ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

ウ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設

(令3・条例39・追加)

- (3) 前2号に規定する学校行事又は行事の引率者（令3・条例39・一部改正・繰下）

(税率)

第5条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 宿泊料金が20,000円未満である場合 200円
- (2) 宿泊料金が20,000円以上50,000円未満である場合 500円
- (3) 宿泊料金が50,000円以上である場合 1,000円

(減免)

第6条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に対し、別に定めるところにより宿泊税を減免する。

(徴収の方法)

第7条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第8条 宿泊税の特別徴収義務者は、旅館業又は住宅宿泊事業を営む者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する者以外の者で、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。
- 3 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告)

第9条 旅館業又は住宅宿泊事業を営もうとする者は、これらの事業を開始する日の前日までに、別に定める事項を記載した申告書にその事由を証する書類添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申告をした者は、その申告した事項に異動があったときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(納税管理人)

第10条 宿泊税の特別徴収義務者は、法第733条の6第1項の規定により納税管理人を定める場合においては、本市の区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちからこれを定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申告し、又は本市の区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者を納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申請して、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納稅管理人を定めることを要しない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第11条 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに宿泊数、税額その他の別に定める事項を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から7年間これを保存しなければならない。

(申告納入)

第12条 宿泊税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき宿泊税に係る宿泊数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、その申告した納入金を納入書により納入しなければならない。

2 宿泊税の特別徴収義務者が申告納入すべき宿泊税額が別に定める金額以下であることその他の別に定める要件に該当する者として市長の承認を受けた場合においては、次の表の左欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限は、前項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定により提出すべき納入申告書の提出期限と同一の期限とする。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月
7月及び8月	9月
10月及び11月	12月

3 市長は、前項の規定による承認をした特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の規定による承認を取り消すことができる。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第13条 市長は、宿泊税の特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

2 市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当

することができる。

- 3 市長は、第1項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(更正又は決定の通知等)

第14条 市長は、法第733条の16の規定により宿泊税に係る更正又は決定をした場合においては、直ちにその旨を記載した通知書を発する。

- 2 更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額がある場合においては、前項の通知書に指定すべき納期限は、当該通知書を発した日から1月を経過した日とする。

(不足金額に係る延滞金の減免)

第15条 市長は、特別徴収義務者が法第733条の16の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、法第733条の17第2項に規定する延滞金を減額し、又は免除する。

- 2 前項の規定により延滞金の減額又は免除を受けようとする者は、当該更正又は決定に係る通知書に指定された納期限までに、その理由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

(納入金に係る過少申告加算金額等の決定の通知等)

第16条 市長は、法第733条の18第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額、同条第3項の規定により徴収すべき不申告加算金額又は法第733条の19第1項若しくは第2項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、直ちにその旨を記載した通知書を発する。

- 2 前項の通知書に指定すべき納期限は、当該通知書を発した日から1月を経過した日とする。

(京都市市税条例の適用)

第17条 法及びこの条例に定めるもののほか、宿泊税の賦課徴収については、京都市市税条例第1章の規定を適用する。この場合において、同条例第4条第1項、第6条第1項各号列記以外の部分、第12条第1項及び第13条第2項中「この条例」とあるのは、「この条例若しくは京都市宿泊税条例」とする。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第18条 宿泊税は、地方税法施行令第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4

号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。(令元・条例20・追加)

(委任)

第19条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関する必要な事項は、市長が定める。(令元・条例20・繰下)

(過料)

第20条 市長は、第10条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納稅管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から10日を経過した日とする。

(令元・条例20・繰下)

附 則 (平成30年3月1日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項、附則第4項及び附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 特別徴収義務者の指定、納稅管理人に係る承認その他宿泊税を徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の宿泊(施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。)について適用する。

(経過措置)

4 この条例の公布の日において現に旅館業又は住宅宿泊事業を営んでいる者又は同日から施行日までの間において旅館業又は住宅宿泊事業を営もうとする者は、第9条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、同項の規定により申告すべき事項を市長に申告しなければならない。

5 前項の規定による申告をした者は、その申告した事項に異動があったときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(検討)

- 6 市長は、この条例の施行後5年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

附 則（平成30年11月9日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月13日条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為に係る宿泊税に関する犯則事件の調査及び処分については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日条例第39号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京都市宿泊税条例第4条第2号及び第3号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

京都市宿泊税条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、地方税法（以下「法」という。）及び京都市市税条例において使用する用語の例による。

(宿泊料金)

第2条 京都市宿泊税条例（以下「条例」という。）第3条に規定する別に定めるものは、宿泊者が同条に規定する宿泊（以下「宿泊」という。）に関し支払うべき金額から次に掲げる額を控除した金額をいう。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室及び居室を除く。）の利用その他これらに類する役務の対価に相当する額
- (2) 宿泊に対して課される消費税、地方消費税、入湯税その他の税の額に相当する額
- (3) その他市長が宿泊の対価としての性質を有しないと認めるものに相当する額

(特別徴収義務者の指定の通知)

第3条 市長は、条例第8条第2項の規定により宿泊税の特別徴収義務者を指定したときは、宿泊税特別徴収義務者指定通知書によりその旨を当該特別徴収義務者に通知する。

(帳簿の記載事項)

第4条 条例第11条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 宿泊年月日
- (2) 税額の区分ごとの宿泊数及び課税免除となる宿泊数
- (3) 宿泊料金
- (4) 税額
- (5) その他市長が必要と認める事項

(申告納入の方法)

第5条 条例第12条第1項の規定による申告納入は、宿泊施設（条例第3条に規定する宿泊施設をいう。以下同じ。）ごとに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 条例第12条第2項に規定する申告納入すべき宿泊税額が別に定める金額以下であることその他の別に定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 次項の申請書を提出した日の属する月（第5号において「申請月」という。）の前12箇月間（以下この項において「対象期間」という。）において、申告納入すべき宿泊

税額の宿泊施設ごとの合計額が240万円以下であること。

- (2) 条例第12条第3項の規定による取消しを受けた者にあっては、当該取消しの日から1年を経過していること。
- (3) 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
- (4) 対象期間において、徴収金を滞納していないこと。
- (5) 申請月の12箇月前の月の初日までに、宿泊税の特別徴収義務者が、申告納入に係る宿泊施設について旅館業法第3条第1項の規定による許可（次号において「許可」という。）を受け、又は住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出（次号において「届出」という。）を行っていること。
- (6) 前号の規定にかかわらず、申告納入に係る宿泊施設が次のいずれかに該当する場合にあっては、特別徴収義務者が、次項の申請書を提出する日までに、当該宿泊施設について許可を受け、又は届出を行っていること。
 - ア 条例第3条に規定する旅館業に係る施設であって、宿泊定員が50名以下のもの
 - イ 条例第3条に規定する住宅宿泊事業に係る住宅であって、住宅宿泊事業の用に供する居室の床面積が165平方メートル以下のもの

- (7) 宿泊税の特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

3 条例第12条第2項の規定による承認を受けようとする者は、宿泊税の納入申告書の提出期限の特例に関する申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、文書によりその旨を申請者に通知する。

5 市長は、条例第12条第3項の規定による承認を取り消したときは、宿泊税の納入申告書の提出期限の特例に関する承認の取消通知書によりその旨を当該特別徴収義務者に通知する。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等）

第6条 条例第13条第1項の規定による申請は、徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて行わなければならない。

2 条例第13条第3項の規定による通知は、文書により行うものとする。

(納入書等の様式)

第7条 納入書、申請書、通知書等の様式は、次の表に掲げるところによる。

名称	事項	様式
宿泊税特別徴収義務者指定通知書	第3条関係	第1号様式
宿泊税に係る旅館業・住宅宿泊事業経営申告書	条例第9条関係	第2号様式
宿泊税納税管理人申告書・承認申請書	条例第10条第1項関係	第3号様式
宿泊税納入申告書	条例第12条第1項関係	第4号様式
宿泊税納入書	条例第12条第1項関係	第5号様式
宿泊税の納入申告書の提出期限の特例に関する申請書	第5条第3項関係	第6号様式
宿泊税の納入申告書の提出期限の特例に関する承認の取消通知書	第5条第5項関係	第7号様式
宿泊税更正・決定・加算金額の決定通知書	条例第14条第1項及び第16条第1項関係	第8号様式
宿泊税延滞金減免申請書	条例第15条第2項関係	第9号様式

2 前項に定めるもののほか、法第1章の規定及び条例第17条の規定により適用される

京都市市税条例第1章の規定に基づく申請書、通知書等の様式は、京都市市税条例施行細則第10条の表に掲げる様式による。

(京都市市税条例施行細則の適用)

第8条 この規則に定めるもののほか、宿泊税の賦課徴収については、京都市市税条例施行細則第3条から第4条の3までの規定を適用する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、法及び条例の施行に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が定める。

附 則 (平成30年3月1日規則第41号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(納入申告書の提出期限の特例に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に条例第3条に規定する旅館業又は住宅宿泊事業を営んでいる者に対する第5条第2項の規定の適用については、平成31年9月30日までの間に限り、

「(6) 宿泊税の特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。」とあるのは、

〔(6) 宿泊施設の規模が次のいずれかに該当するものであること。

ア 条例第3条に規定する旅館業に係る施設にあっては、宿泊定員が50名以下であること。

イ 条例第3条に規定する住宅宿泊事業に係る住宅にあっては、住宅宿泊事業の用に供する居室の床面積が165平方メートル以下であること。

(7) 宿泊税の特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。」

附 則（令和2年6月2日規則第16号）（京都市市税条例施行細則及び京都市宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則）

（施行期日）

1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条及び第3条の規定は令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 第2条の規定による改正後の京都市市税条例施行細則様式第3号1及び2並びに第4号の2 1は、令和3年度分の個人の市民税から適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（経過措置）

3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができます。

附 則（令和2年9月7日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第120号）（京都市市税条例施行細則等の一部を改正する規則）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができます。